

1 . 企画・財務専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(企画)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	関係項目	地域情報化推進協議会の開催
調整の内容	堺市のみ関係を有する団体であり、合併後は、対象地域を新市域に拡大して現行の内容を継続して実施。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺地域情報化推進協議会の開催</p> <p>内容：地域の企業、大学、行政などで構成する堺地域情報化推進協議会において、地域における IT を活用した地域活性化の方向性を検討するとともに、それらの具体化を図るための先導的プロジェクトの企画・立案等を進める。また、先導的プロジェクトの事業化を通じて、教育、文化、保健、医療、福祉など幅広い分野での情報化を推進するとともに、地域企業の IT 活用や IT 関連産業の創出を促進する。</p>		<p>名称：</p> <p>内容：</p>	
			堺市のみ該当の事務事業である。合併後は、新市域を対象に拡大して地域情報化を推進する組織として位置づけ、現行の内容を継続して実施する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	個人住民税の税率
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：個人市民税の税率 内容：1 均等割の税率 年額 3,000 円 2 所得割の税率 課税総所得金額等に応じて 3% ~ 10% の 税率を適用		名称：個人町民税の税率 内容：1 均等割の税率 年額 2,000 円 2 所得割の税率 課税総所得金額等に応じて 3% ~ 10% の 税率を適用	5年以内に調整するが、当分の間、不均一課税(それぞれの税率を適用)とする。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	法人住民税の税率
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：法人市民税の税率 内容：1 均等割の税率 法人等の資本等の金額及び市内に従事する 従業者数に応じて年額 300 万円～年額 5 万円</p> <p>2 法人税割の税率 100 分の 14.7 ただし、中小法人等に対する課税の特例として、資本等の金額が 1 億円以下で法人税額又は個別帰属法人税額が 800 万円以下の法人は、100 分の 12.3</p>		<p>名称：法人町民税の税率 内容：1 均等割の税率 法人等の資本等の金額及び町内に従事する 従業者数に応じて年額 300 万円～年額 5 万円</p> <p>2 法人税割の税率 100 分の 12.3</p>	
5 年以内に調整するが、当分の間、不均一課税(それぞれの税率を適用)とする。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	事業所税の課税
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：事業所税の課税 内容：1 納税義務者 事務所または事業所において事業を行う法人 または個人 2 課税標準 法人の決算期末現在の事業所床面積 ただし、1,000 m ² 以下は課税することができ ない 3 資産割の税率 事業所床面積 1 m ² につき 600 円 4 従業者割の税率 従業者給与総額の 100 分の 0.25		名称： 内容：	5年以内に調整するが、当分の間、課 税免除とする。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	都市計画税の税率
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：都市計画税の税率 内容：税率 100分の0.3		名称：都市計画税の税率 内容：税率 100分の0.3 ただし、条例附則により都市計画税の税率の特 例として、当分の間、100分の0.2	5年以内に調整するが、当分の間、不 均一課税(それぞれの税率を適用)とす る。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	固定資産税の税率及び納期
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：固定資産税の税率及び納期 内容：1 税率 1.4% 2 納期 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 翌年2月1日から2月末日まで		名称：固定資産税の税率及び納期 内容：1 税率 1.4% 2 納期 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月28日まで	合併後到来する新年度以降、各期の納期は堺市制度で実施する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税の賦課業務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
名称：軽自動車税の税率及び試乗用標識の交付事務 内容： 税率		名称：軽自動車税の税率及び試乗用標識の交付事務 内容： 税率	
原動機付自転車		原動機付自転車	
50CC以下	1,000円	50CC以下	1,000円
90CC以下	1,200円	90CC以下	1,200円
90CC超	1,600円	90CC超	1,600円
ミニカー	2,500円	ミニカー	2,500円
軽自動車		軽自動車	
二輪	2,400円	二輪	2,400円
三輪	3,100円	三輪	3,100円
四輪乗用自家用	7,200円	四輪乗用自家用	7,200円
四輪乗用営業用	5,500円	四輪乗用営業用	5,500円
四輪貨物自家用	4,000円	四輪貨物自家用	4,000円
雪上走行用車	2,400円		
			合併が行われた日から堺市の税率区分により実施する。 (美原町では雪上走行用車の課税実績がないため、条例上雪上走行用車に係る税率の規定を定めていない)

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	個人住民税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準に調整		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：個人住民税に係る均等割の非課税の範囲・納期・減免処理</p> <p>内容：1 均等割の非課税の範囲 合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に24万円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない</p> <p>2 納期（普通徴収） 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月5日から1月31日まで</p> <p>3 減免 市税条例第29条に規定する条件に該当する者</p> <p>4 減免の申請期限 納期限まで</p>	<p>名称：個人住民税に係る均等割の非課税の範囲・納期・減免処理</p> <p>内容：1 均等割の非課税の範囲 合計所得金額が32万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない</p> <p>2 納期（普通徴収） 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月28日まで 随時課税</p> <p>3 減免 町税条例第29条及び美原町民減免基準に該当する者</p> <p>4 減免の申請期限 納期限7日前まで</p>	<p>1 について 合併後に到来する均等割の非課税判定の基準日(1/1)以降、堺市の基準による。</p> <p>2 について 合併後に到来する新年度以降、各期の納期は堺市制度で実施する。</p> <p>3 について 合併後に到来する新年度以降、堺市の基準による。</p> <p>4 について 合併後に到来する新年度以降、堺市制度による。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：原動機付自転車等に係る標識の統一 内容：原動機付自転車等の標識交付 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者は、申告書を提出しその車体に付けるべき「堺市」標識の交付を受ける。</p>		<p>名称：原動機付自転車に係る標識の統一 内容：原動機付自転車等の標識交付 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者は、申告書を提出しその車体に付けるべき「美原町」標識の交付を受ける。</p>	<p>合併後、「堺市」標識の交付を行う。ただし、合併以前に交付を受けた「美原町」標識は堺市において交付を受けたものとみなす。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：軽自動車税に係る納期・減免申請受理事務 内容：1．納期 5月1日～5月31日 随時課税 2．減免申請期限 納期限まで		名称：軽自動車税に係る納期・減免申請受理事務 内容：1．納期 4月1日～4月30日 随時課税 2．減免申請期限 納期限前7日まで	1 について 合併後に到来する新年度以降、納期は堺市制度で実施する。 2 について 合併後に到来する新年度以降、堺市制度による。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会（税務）

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	たばこ税の課税業務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例による		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：市たばこ税の課税事務 内容：1 税率 1,000 本につき 2,977 円</p> <p>2 申告納付手続 製造たばこの製造業者等が、毎月末日までに前月の初日から末日までの間に売渡した本数を課税標準として申告書を提出し、その申告書により納付すべき税額を納付する。</p>		<p>名称：町たばこ税の課税事務 内容：1 税率 1,000 本につき 2,977 円</p> <p>2 申告納付手続 製造たばこの製造業者等が、毎月末日までに前月の初日から末日までの間に売渡した本数を課税標準として申告書を提出し、その申告書により納付すべき税額を納付する。</p>	
<p>1 について 地方税法の規定により、一定税率のため税率は同じ</p> <p>2 について 地方税法の規定により申告納付するため手続の変更はない</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	入湯税の課税業務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例による		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：入湯税の課税事務</p> <p>内容：1 税率 入湯客 1 人 1 日につき 75 円</p> <p>2 課税免除 年齢 12 歳未満の者 一般公衆浴場に入浴する者 地方税法第 292 条第 1 項第 9 号の障害者 鉱泉浴場の入湯料金が 1,000 円未満の鉱泉浴場に入湯する者</p> <p>3 申告及び納入 鉱泉浴場の経営者が毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末までに徴収すべき入湯税に係る申告書を提出し徴収した入湯税を納入する。</p> <p>ただし、現在市内の鉱泉浴場は公衆浴場又は入浴料が 1,000 円未満のため課税実績はない。</p>		<p>名称：</p> <p>内容：入湯税の対象となる鉱泉浴場がない</p>	堺市の例により実施する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	特別土地保有税の課税
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：特別土地保有税の課税事務 内容：1 税率 保有分 1.4% 取得分 3% 2 申告納付期限 保有分 5月31日 取得分 2月末日・8月31日		名称：特別土地保有税の課税事務 内容：1 税率 保有分 1.4% 取得分 3% 2 申告納付期限 保有分 5月31日 取得分 2月末日・8月31日	
税制改正により、平成 15 年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は実施しない。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	税証明発行手数料
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例による		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
名称：税証明発行手数料 内容：税証明の発行に際し、受益者負担の観点から手数料を徴収する。 住民税課税証明 納税証明 評価証明 公課証明 滅失証明 住宅用家屋証明 軽自動車税納税証明(継続検査用) 価格通知(法務局用)	名称：税証明発行手数料 内容：税証明の発行に際し、受益者負担の観点から手数料を徴収する。 住民税課税証明 納税証明 評価証明 公課証明 住宅用家屋証明 軽自動車税納税証明(継続検査用) 価格通知(法務局用) 営業証明	合併後、堺市の手数料の例による。	
手数料 ~ 200 円 ~ 1300 円 ~ 無料	手数料 ~ 200 円 ~ 300 円 ~ 無料 ~ 200 円		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	市税(町税)に係る督促状発付に係る事務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の処理基準に調整する		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：市税に係る督促状の発付事務 内容：市税条例の規定に基づき納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、納期限後 30 日以内に督促状を発している。</p> <p>(具体例) 1 O C R 納付書付督促状発送税目（プリントから封入・封緘まで委託処理） 個人市府民税（普通徴収）固定資産税・都市計画税（土地・家屋）固定資産税（償却資産）軽自動車税 2 パンチ用納付書付督促状発送税目（プリント後の封入・封緘は自家処理） 法人市民税 3 圧着式葉書督促状発送税目（プリントは委託処理）個人市民税（特別徴収） 4 手書き形式督促状発送税目（全て自家処理） 事業所税・特別土地保有税・市たばこ税</p>		<p>名称：町税に係る督促状の発付事務 内容：地方税法の規定に基づき納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、納期限後 20 日以内に督促状を発するとともに、町条例の規定に基づき督促状 1 通について 50 円の督促手数料を徴収している。</p> <p>(具体例) 1 電子計算機を用いて対象者を抽出し、督促状を出力、手作業により封入し、発送する。</p>	
		<p>納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、納期限後 30 日以内に督促状を発することとする。又督促手数料は合併後に発する督促状から徴収しないこととする。</p> <p>(理由) 堺市では、口座振替利用者が振替不能となった場合には、振替後約 6 日(実日)後に納付案内書を送付しており、その収納確認後に督促状を発付するため、納期限後 20 日以内に送付することができないため。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	固定資産税・都市計画税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：固定資産課税台帳の閲覧手数料徴収事務 内容：地方税法第 382 条の 2 第 1 項により納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳をこれらの者の閲覧に供しなければならないこととなっている。この場合、1 件あたり 200 円の手数料を徴収する（納税義務者が自己に係る閲覧をする場合を除く）。</p>		<p>名称：固定資産課税台帳の閲覧手数料徴収事務 内容：地方税法第 382 条の 2 第 1 項により納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳をこれらの者の閲覧に供しなければならないこととなっている(手数料は徴収しない)。</p>	<p>合併後到来する新年度以降、堺市制度で実施し、手数料を徴収する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (その他)	関係項目	市(町)税に係る前納報奨金
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：市税に係る前納報奨金 内容：最初に到来する納期に、その後の納期に係る納付額を納付した場合に、納期前に納付した税額に応じ報奨金を交付する。</p> <p>1 交付税目 個人市民税(普通徴収分)、 固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)</p> <p>2 交付基準 (1) 期別税額が 50,000 円までの部分 期別税額 × 100 分の 0.2 × 納期前に係る月数 (2) 期別税額が 50,000 円を超え 150,000 円までの部分 期別税額 × 100 分の 0.1 × 納期前に係る月数 (3) 期別税額が 150,000 円を超える部分 対象としない</p>		<p>名称：町税に係る前納報奨金 内容：最初に到来する納期に、その後の納期に係る納付額を納付した場合に、納期前に納付した税額に応じ報奨金を交付する。</p> <p>1 交付税目 個人町民税(普通徴収分)、 固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)</p> <p>2 交付基準 (1) 期別税額が 125,000 円までの部分 期別税額 × 100 分の 1 × 納期前に係る月数 (2) 期別税額が 125,000 円を超える部分 対象としない</p>	
			合併後の新年度から統一する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (その他)	関係項目	原動機付自転車標識弁償金
調整の内容	美原町制度で実施。美原町の基準に調整		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：原動機付自転車標識弁償金 内容： 市税条例 6 1 条 標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として 150 円を納めなければならない。		名称：原動機付自転車標識弁償金 内容： 町税条例 4 9 条 標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として 200 円を納めなければならない。	
合併後、弁償金は 200 円とする。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会（税務）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（その他）	関係項目	固定資産税・都市計画税に係る償還金
調整の内容	廃止。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
名称： 内容：平成 13 年度制度廃止	名称：固定資産税・都市計画税に係る償還金 内容：固定資産税及び都市計画税の課税誤りによる納付金のうち地方税法第 17 条の 5 第 3 項により還付することができない納付金相当額を地方自治法第 232 条の 2 により交付する。		合併後到来する新年度以降、美原町の制度を廃止する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(その他)	市長・助役の日程調整、連絡事務	町長・助役の日程調整・連絡事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	市長・助役の随行	町長・助役の随行	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	式辞・祝辞・弔辞等、挨拶文書事務	式辞・祝辞・弔辞等挨拶文書事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	来客への接遇	来客への接遇	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	市長車・助役車の運転及び管理	町長車・助役車の運転及び管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	大阪府市長会事務	大阪府町村長会事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	全国市長会事務	全国町村長会事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	近畿市長会事務	近畿町村長会事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	泉州市長会事務	南河内郡府町村長会事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	泉州助役会事務	南河内助役会事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	内外情勢調査会事務		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	都市行政研究会事務		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	堺官公庁等連絡会事務		堺市制度で実施	堺市の例による。合併後、旧美原町内にある官公庁等に堺官公庁等連絡会への入会の勧誘を行う。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	大阪自治センター事務		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	市功労者への表彰及び礼遇	有功表彰被表彰者への表彰及び待遇	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	叙位、叙勲、褒章の上申	叙位・叙勲・褒章の上申	堺市制度で実施	国の提示したとおり。堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	開庁記念式典	町制記念式典	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	新年互礼会	新年交礼会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(その他)	市名誉市民への顕彰及び礼遇		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	善行者表彰	善行表彰	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	栄誉賞		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	栄冠賞		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	功績者表彰	功労表彰	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	議員及び議員待遇者に対する感謝状贈呈事務		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	市政懇談会事務		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	在堺県人会代表者会事務		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	知事表彰候補者の推薦	知事表彰候補者の推薦	堺市制度で実施	府の提示したとおり。堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	堺まつりの来賓への案内及び当日の来賓接遇		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	表彰状や後援名義の合議		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	浄書事務		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	関係団体役員名簿の管理	関係団体役員名簿の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	仕事納式、仕事始式	仕事納め式・仕事始め式	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	就退任挨拶	就退任挨拶	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)		金剛山展望塔保存会	美原町制度で実施	美原町の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)		美原町手帳の作成	新市で調整する	
24 各種事務事業の取扱い(その他)		町制施行記念事業	廃止	

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(その他)	全国市長会分担金	全国町村長会負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	近畿市長会分担金	近畿町村長会負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	泉州市長会分担金	南河内郡府町村長会負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	泉州助役会分担金	南河内助役会負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	大阪府市長会分担金及び近畿市長会特別分担金	大阪府町村長会負担金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	内外情勢調査会会費	内外情勢調査会会費	堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	都市行政研究会会費		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	堺官公庁等連絡会会費		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	大阪自治センター会費		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)	新年互礼会開催負担金	新年互礼会開催負担金	堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(その他)		金剛山展望塔保存会負担金	美原町制度で実施	美原町の例による。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (その他)	功労者表彰審査会	美原町表彰審査委員会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (その他)	表彰選考委員会	美原町表彰審査委員会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (その他)	表彰審査会	美原町表彰審査委員会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (その他)	堺官公庁等連絡会		堺市制度で実施	継続して加入する。
24 各種事務事業の取扱い (その他)	在堺県人会代表者会		堺市制度で実施	現行のとおり。
24 各種事務事業の取扱い (その他)	泉州市長会	南河内郡府町村長会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (その他)	泉州助役会	南河内助役会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (その他)	堺新年互礼会実行委員会		堺市制度で実施	堺市の例による。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	(財)堺都市政策研究所との連携事業		堺市制度で実施	新市においても引き続き取り組む。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	(財)大阪21世紀協会連絡調整事務		堺市制度で実施	新市においても引き続き取り組む。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	情報通信基盤の整備に関する連絡調整	情報通信基盤の整備に関する連絡調整	堺市制度で実施	合併後は、美原町域を重点に現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	南大阪地域大学コンソーシアム支援事業		堺市制度で実施	南大阪地域大学コンソーシアムは美原町域を含む地域を対象に活動しているため、合併後も現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	庁議の開催	庁議の開催	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	部長会議の開催	部長間調整会議の開催	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	政策担当課長会議の開催		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	「ゆとりとふれあいの場構想」に関する事務		堺市制度で実施	堺市の独自事務事業であり、現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	国・大阪府への提案活動事務	国及び府に対する要望	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	泉北ニュータウン適正土地利用推進事務		堺市制度で実施	堺市の独自事務事業であり、現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	市域境界確認事務	町域境界確認事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	都市再生事業調整事業		堺市制度で実施	新市においても引き続き取り組む。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	総合計画策定事務	総合計画策定事務	堺市制度で実施	美原町総合計画を継承する市町村建設計画をふまえて、堺市総合計画を継続する。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	総合計画進行管理事務	総合計画進行管理事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	出張所跡地活用及び区域施設整備に関する調整事務		堺市制度で実施	堺市の独自事務事業であり、現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	地域活性化助成制度に関する調整事務	地域づくりの推進	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	委託統計調査の実施	委託統計調査の実施	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	統計調査員候補者の登録及び管理	統計調査員候補者の登録及び調査員名簿の管理	新制度に再編	両市町の制度を統合して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	統計調査員の研修		堺市制度で実施	堺市の例による。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	統計調査員の顕彰・表彰	大阪府統計協会会長表彰	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	「統計のひろば」の発行		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	「堺市統計書」発行	「統計みはら」発行	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	「堺市の概要」発行		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	「国勢調査結果」発行		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	「事業所・企業統計調査結果」発行		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	「商業統計調査結果」発行		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	各種統計資料の受け入れ・維持管理	各種統計資料の受け入れ・維持管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	毎月推計人口の算出・公表		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	町丁別人口、小学校区別・支所別年齢別人口の公表		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	住民基本台帳人口移動報告	住民基本台帳人口移動報告	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	統計ホームページの作成及び更新	統計ホームページの作成及び更新	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	統計協議会等への参画及び事務連絡	統計協議会等への参画及び事務連絡	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	市勢要覧に使用した写真の管理	町勢要覧に使用した写真の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	東京事務所による情報収集・発信		堺市制度で実施	新市においても引き続き取り組む。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)		部課長会議の開催	廃止	堺市制度に統一するため廃止する。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	大阪府市長会企画担当者会議	大阪府町村長会企画担当者会議	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	行政界明示に関すること	行政界明示に関すること	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)		みはら・ゆめ委員会	美原町制度で実施	合併後は、美原町域を対象に活動する住民組織として、活動支援を継続して実施する。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	地籍調査	地籍調査	新市で調整する	
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	構造改革特別区域制度活用事業		堺市制度で実施	新市においても引き続き取り組む。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	(財)堺都市政策研究所運営補助金		堺市制度で実施	新市においても継続する。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	情報通信基盤の整備に関する事業補助金		堺市制度で実施	合併後は、美原町域を重点に現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	特定非営利法人南大阪地域大学コンソーシアム運営補助金		堺市制度で実施	南大阪地域大学コンソーシアムは美原町域を含む地域を対象に活動しているため、合併後も現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)		全国国土調査協会負担金	新市で調整する	
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)		近畿ブロック国土調査推進連絡協議会負担金	新市で調整する	

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
13 組織・機構の取扱い	堺市総合計画審議会	美原町総合計画審議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	財団法人 堺都市政策研究所		堺市制度で実施	新市においても継続する。
17 公共的団体等の取扱い	(財)大阪21世紀協会		堺市制度で実施	新市においても継続する。
17 公共的団体等の取扱い	特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム		堺市制度で実施	南大阪地域大学コンソーシアムは美原町域を含む地域を対象に活動しているため、合併後も現行の内容を継続して実施。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	庁議	庁議	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	部長会議	部長間調整会議	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	政策担当課長会議		堺市制度で実施	堺市の例による。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	堺市都市再生推進本部		堺市制度で実施	新市においても継続する。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)		部課長会議	廃止	堺市制度に統一するため廃止する。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)		みはら・ゆめ委員会(発足時は美原町CI計画推進委員会)	美原町制度で実施	合併後は、美原町域を対象に活動する住民組織として、活動支援を継続して実施する。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	大阪府市長会企画担当者会議	大阪府町村長会企画担当者会議	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	大阪府統計協会	大阪府統計協会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)		全国国土調査協会	新市で調整する	
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)		近畿ブロック国土調査推進連絡協議会負担金	新市で調整する	
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	地域情報化推進協議会		堺市制度で実施	堺市のみ関係を有する団体であり、合併後は、対象地域を新市域に拡大して現行の内容を継続して実施。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	市町村振興助成金事務	市町村振興助成金事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	政令指定都市への移行推進		堺市制度で実施	新市においても引き続き取り組んでいく。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	堺市指定都市推進協議会事務		堺市制度で実施	新市においても引き続き事業展開を図る。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	中核市連絡会事務		堺市制度で実施	新市においても引き続き取り組んでいく。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	泉北地域広域行政推進協議会事務	南河内地域広域行政推進協議会事務	堺市制度で実施	広域行政圏が変わるため、南河内地域広域行政推進協議会において調整し、堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	合併・政令指定都市広報PR活動		堺市制度で実施	新市においても、引き続き取り組んでいく。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	広域交流事業		堺市制度で実施	新市においても、引き続き取り組んでいく。
24 各種事務事業の取扱い (企画関係)	大阪版地方分権推進制度	大阪版地方分権推進制度	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
14 一部事務組合等の取扱い	泉北地域広域行政推進協議会負担金	南河内地域広域行政推進協議会負担金	堺市制度で実施	広域行政圏が変わるため、南河内地域広域行政推進協議会において調整し、堺市の例に合わせる。
18 補助金・交付金等の取扱い	堺市指定都市推進協議会補助金		堺市制度で実施	新市においても継続する。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	中核市連絡会負担金		堺市制度で実施	新市においても継続する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
14 一部事務組合等の取扱い	泉北地域広域行政推進協議会	南河内地域広域行政推進協議会	堺市制度で実施	広域行政圏が変わるため、南河内地域広域行政推進協議会において調整し、堺市の例に合わせる。
17 公共的団体等の取扱い	堺市指定都市推進協議会		堺市制度で実施	新市においても引き続き継続する。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	堺市指定都市推進委員会		堺市制度で実施	新市においても庁内推進体制を整備する。
24 各種事務事業の取扱い(企画関係)	中核市連絡会		堺市制度で実施	継続して加入する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (総務関係)	外郭団体調整事務		堺市制度で実施	各外郭団体の実情を尊重しながら、合併時に円滑に統合できるよう調整に努める。
24 各種事務事業の取扱い (総務関係)	行財政改革関連事務	行政改革推進	堺市制度で実施	合併後、堺市行財政改革計画にのっとり、継続して推進する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (総務関係)	堺市外郭団体総合調整委員会		堺市制度で実施	合併後も、同様の目的で存続する。
24 各種事務事業の取扱い (総務関係)	堺市行財政見直し懇談会		堺市制度で実施	合併後も同様の目的で存続する。
24 各種事務事業の取扱い (総務関係)	堺市行革推進本部		堺市制度で実施	合併後も同様の目的で存続する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	備品管理システムの管理・運用	備品管理システムの管理・運用	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している備品管理システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	物品出納員、物品取扱員の設置	物品出納員、物品取扱員の設置	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	財産に関する調書の作成	財産に関する調書の作成	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	物品出納検査	物品出納検査	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	動産総合(現金運送)保険	動産総合(現金運送)保険	堺市制度で実施	基本的に堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	共通帳票出納事務	共通帳票出納事務	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	物品購買基金	物品購買基金	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	支出命令及び支出負担行為の審査及び確認	支出命令及び支出負担行為の審査及び確認	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	所得税に係る報酬・料金等の源泉徴収集計事務	所得税に係る報酬・料金等の源泉徴収集計事務	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	財務会計システムの管理と運用	財務会計システムの管理と運用	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	振替命令書の確認	振替命令書の確認	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	収入金調定伺書等の確認	収入金調定伺書等の確認	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	OCR装置の管理		堺市制度で実施	基本的には堺市の制度を継承する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	帳票(納付書様式)の管理	納付書の管理	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	予算流用伺書による収入役への通知の確認	予算流用伺書による収入役への通知の確認	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	予備費充当の収入役への通知	予備費充当の収入役への通知	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	別段預金口座への振込金の処理	別段預金への振込分の消込処理	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	使用料等徴収簿への記載		堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	収入の整理	収入の整理	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	不納欠損処分	不納欠損処分	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	証券による納付	証券による納付	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	口座振替の方法による納付	口座振替の方法による納付	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	歳入金の徴収又は収納の委託		堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	郵便振替小切手の振出し	郵便振替小切手の振出	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	公金振替書の交付	公金振替書の交付	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	現金出納員の設置	現金出納員の設置	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	歳計現金の一時流用	歳計現金の一時流用	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	歳計外現金に属する現金の保管	歳計外現金に属する現金の保管	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	有価証券の出納及び保管	有価証券の出納及び保管	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	決算調製事務	決算調製事務	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	現金出納員(受託者)事務処理検査	現金出納員(受託者)事務処理検査	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	例月現金出納検査	例月現金出納検査	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	公金事務取扱金融機関の検査	公金事務取扱金融機関の検査	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	収納状況の報告等	収納状況の報告等	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	資金計画の策定	資金計画の策定	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	歳計現金の企業会計への短期貸付	歳計現金の企業会計への短期貸付	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	歳計現金の運用	歳計現金の運用	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	基金に属する現金の保管	基金に属する現金の保管	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	支払方法別支払事務	支払方法別支払事務	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	小切手の振出	小切手の振出	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	振込不能の処理	振込不能の処理	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	業者登録及び金融機関登録	業者登録及び金融機関登録	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	支払済支出命令書の整理	支払済支出命令書の整理	堺市制度で実施	堺市の制度を採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	口座振込支払通知書の作成	口座振込支払通知書の作成	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	給与支払事務(現金払い)	給与支払事務(現金払い)	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	例月給与データ差引事務	給与支給事務	堺市制度で実施	堺市の制度及び導入している財務会計システムを採用する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (財務・会計関係)	収入役会(全国都市、近畿都市、大阪府都市、泉州都市)	南河内郡収入役会	堺市制度で実施	南河内郡収入役会において調整し、堺市の例に合わせる。